

## 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表

	男女賃金差異
全労働者	78.2%
正社員	79.3%
嘱託・パート社員	66.9%

対象期間:2024年4月1日から2025年3月31日まで

※賃金:基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、通勤手当等を除く

※人員数:フルタイムの所定労働時間をもとに換算

### 差異についての補足説明:

「嘱託・パート社員」は、女性よりも男性に相対的に賃金が高い嘱託社員が多いため、格差が生じていると考えられます。